

# 観光・文化スポーツ経営支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響のあった観光・文化スポーツの施設運営を行っている事業者の皆様を支援するものです。

## ◆対象・支給額

業種	対象	支給額
宿泊業	旅館・ホテル等	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合・全日本ホテル旅館協同組合のいずれかに加盟の旅館・ホテル 収容100人以上:1事業所あたり <b>50万円</b> を支援 収容100人未満:1事業所あたり <b>30万円</b> を支援 上記以外の旅館・ホテル・簡易宿所等:1事業所あたり <b>10万円</b> を支援
運輸業	タクシー	登録台数1台あたり <b>1万円</b> を支援
	運転代行	登録台数1台あたり <b>5千円</b> を支援
	貸切バス	登録台数1台あたり <b>3万円</b> を支援
文化・スポーツ	映画館	1館 <b>10万円</b> +1スクリーンあたり <b>3万円</b> を支援
	スポーツ施設(スポーツジム、ボウリング場、ダンス教室)	1事業者あたり <b>10万円</b> を支援

◆共通要件 ① 令和2年4月から7月までのいずれかの月の売上高が前年同月に比べて50%以上減少している事業者

② 暴力団ではない者及び暴力団との利害関係がない者

◆申請方法 郵便又は窓口を持参

※郵送時は、封筒の表に観光・スポーツ経営支援金申請書在中と記載してください。

◆提出期限 令和2年8月31日まで

## ◆必要書類

業種	必要書類
全業種共通	・事業を営んでいることを証明する書類(直近の確定申告書や納税証明書、営業許可書等の写し) ・令和2年4月の売上高を証明する書類(売上台帳の写し等) ・平成31年4月の売上高を証明する書類(売上台帳の写し等) ・振込先口座が確認できる通帳の写し
ホテル・旅館	・山形県旅館ホテル生活衛生同業組合又は全日本ホテル旅館協同組合のいずれかに加盟していることを証明する書類 ・収容人員を証明する書類
タクシー、運転代行、貸切バス	・登録車両台数を証明する書類
映画館	・スクリーン数を証明する書類
スポーツジム、ボウリング場、ダンス教室	・当該施設が自己所有又は賃貸借であることを証明する書類(固定資産税課税明細書や登記事項証明書、賃貸借契約書の写し)

◆郵送先・提出先・問い合わせ先

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号

東根市役所経済部商工観光課

TEL0237-42-1111(内線 3111) fax0237-43-1151

各種給付金や支援金を装った詐欺にご注意ください。